

第 7 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和 6 年（2024 年）7 月 9 日
水上村農業委員会

第7回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）7月9日第7回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（10名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	6	那須利八
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	8	愛甲純一
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

席番号	氏名
9	椎葉仁吏
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年7月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局	ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。 それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。 (会長挨拶)
議長	では、ただ今から令和6年第7回農業委員会総会を開会いたします。 椎葉推進委員と五家推進員から欠席届が出ておりますので、 ご報告します。 議事録署名委員を3番藤原委員、7番山本委員にお願いします。
事務局	それではさっそく議事に入りたいと思います。 議案第18号農地利用集積計画について上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 2ページをご覧ください。番号1から番号4です。 これらは、農地中間管理機構の事業でございます。 熊本県農業公社を仲介して農地の賃借を行うものです。 1番からご説明します。 貸付人は公益財団法人熊本県農業公社、借受人は資料をご確認ください。

土地の所在は、湯山高城にある農地 3 筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計 2,720 m²です。

位置につきましては、6 ページの赤枠部分をご覧ください。
旧湯山小学校の北西に位置します。

2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、玄米 2 袋です。

続いて番号 2 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山下馬場にある農地 2 筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計 2,115 m²です。

位置については、6 ページの紫枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の北西に位置いたします。

2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、玄米 3 袋です。

続いて番号 3 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山下宮原にある農地 2 筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計 3,188 m²です。

場所については、7 ページの紫枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置するものです。

2 ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりとなります。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、米 5 袋です。

続いて番号4です。

3ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、上本野にある農地1筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は635m²です。

位置については、7ページの地図の右端にある赤枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置いたします。

3ページにお戻りください。

申請理由は、利用権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稲、賃借料は使用賃貸借なのでございません。

以上のとおりですが、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件でございます、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、

イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。

今読み上げました各要件をみたしているものでございます。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、質問や異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第18号番号1から番号4については、計画のとおり意見決定します。

次に、引き続き、議案第18号利用集積計画についてを上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 3ページをご覧ください。まず、番号5です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、岩野才ノ平にある農地3筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は合計1,434m²です。

場所については、8ページをご覧ください。株式会社武田建設資材置場の北に位置します。

3ページにお戻りください。

申請理由は、使用賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は使用賃貸借なのでございません。

次に、番号6です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、岩野下板木にある農地1筆です。地目は台帳及び現況とも田で、面積は3,252m²です。

場所については、9ページをご覧ください。川内公民館の東に位置します。

3ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は物納で米1袋です。

次に、番号7です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山上本野にある農地4筆です。地目は台帳
及び現況とも田で、面積は合計6,547m²です。

場所については、10ページをご覧ください。本野公民館の
東に位置します。

4ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は3年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で米8袋です。

次に、番号8です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、岩野西ノ園にある農地1筆です。地目は台帳
及び現況とも田で、面積は合計1,245m²です。

場所については、11ページをご覧ください。水上斎場の西
に位置します。

4ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は3年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で20,000円です。

次に、番号9です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、岩野上里坊にある農地1筆です。地目は台帳
及び現況とも田で、面積は1,003m²です。

場所については、12ページをご覧ください。生善院観音堂
猫寺の北西に位置します。

4ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で14,000円です。

次に、番号10です。

5ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山下本野にある農地4筆、中覚井にある農地1筆、中本野にある農地17筆です。地目は下本野にある農地1筆が台帳及び現況とも畑であり、その他はすべて台帳及び現況とも田で、面積は合計32,519m²です。

場所については、13ページに下本野の農地を赤枠で、中覚井の農地を紫枠で記載し添付しております。こちらは旧湯山小学校の東側に点在しています。中本野の農地に関しては14ページに載せております。こちらは本野公民館の南西に点在しています。

5ページにお戻りください。

申請理由は、使用賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は使用賃貸借なのでございません。

以上のとおりですが、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件でございます、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件であ

る、

イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。

今読み上げました各要件をみたしているものでございます。説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、質問や異議はありませんか。
(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第18号番号5から番号10号については、計画のとおり意見決定します。

農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、議案19号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

15ページをご覧ください。番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山中北目にある農地1筆となります。

地目は台帳が田、現況は栗園となっており、面積は合計552

m²です。

場所につきましては 17 ページをご覧ください。

北目公民館の南東側に位置します。

また、18 ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

15 ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付予定作物は、里芋と馬鈴薯です。農地を農地として利用するので、近隣農地に影響を与えることはないと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

次に番号の 2 です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山竹ノ口にある農地 1 筆となります。

地目は台帳が畑、現況は栗園となっており、面積は合計 970 m²です。

場所につきましては 19 ページの赤枠部分をご覧ください。

高澄公民館の南南西側に位置します。

20 ページには現地写真を載せておりますので併せてご確認ください。

15 ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付予定作物は、栗です。農地を農地として利用するので、近隣農地に影響を与えることはないと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

次に番号の 3 です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山竹ノ口にある農地 1 筆となります。

地目は台帳が畠、現況は栗園となっており、面積は合計 633 m²です。

場所につきましては 19 ページの紫枠部分をご覧ください。高澄公民館の南南西側に位置します。

21 ページには現地写真を載せておりますので併せてご確認ください。

15 ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付予定作物は、栗です。農地を農地として利用するので、近隣農地に影響を与えることはないと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

次に番号の 4 です。16 ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山野々頭にある農地 3 筆となります。

地目は台帳が田、現況は畠となっており、面積は合計 14,089 m²です。

場所につきましては 22 ページの赤枠部分をご覧ください。濱砂商店の東北東側に位置します。

また、23 ページから 26 ページには現況の写真を載せておりますので併せてご確認ください。

16 ページに戻っていただきまして、申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付予定作物は、スギ穂の育成です。農地を農地として利用するので、近隣農地に影響を与えることはないと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、
1号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、
3号の信託の引き受けによる取得
4号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、
5号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。
6号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合、のいずれにも該当しないと思われます。
説明は以上でございます。

議長 この件については、7番山本委員と川原推進委員が現地調査を行っておりますので山本委員、報告をお願いします。

山本委員 5日に川原推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。

まず、番号の1について報告します。

申請地は、事務局からも説明があった北目公民館の南東にある農地です。現在は栗園となっており、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。

次に、番号の2について報告します。

申請地は、事務局からも説明があった高澄公民館の南南西側にある農地です。現在は栗園となっており、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。

次に、番号の3について報告します。

申請地は、事務局からも説明があった高澄公民館の南南西側にある農地です。現在は栗園となっており、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。

最後に、番号の4について報告します。

申請地は、事務局からも説明があった濱砂商店の東北東側にある農地です。現在は畑となっており、所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第19号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明お願ひします。

事務局 27ページをご覧ください。議案第20号農地法第4条の規定による許可申請についてです。
申請人は資料のとおりです。土地の所在は資料をご確認ください。
地目は田で、面積は37m²です。申請理由としては、現在、自宅への進入路が狭く公民館敷地を一部使用させてもらつており心苦しいので申請地を転用し通路のための用地としたいことでございます。
場所については、28ページをご覧ください。宮田公民館の近くに位置します。
また、29ページには現地の写真を載せております。また、30ページには、通路として整備される箇所の図面を添付しております。黄色部分が整備予定の箇所で、赤色斜線部分が4条申請の農地です。

農地法第4条第6項、農地法第5条第2項及び農地法規則に農地等の転用の許可は、次のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

- ①農用地区域内の農用地。
- ②当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- ③申請目的の実現に必要な資力及び信用がない場合。
- ④農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意が無い場合。
- ⑤許可後に遅滞なく申請に係る用途に供する見込みが無い場合。
- ⑥行政庁の許可等の処分が必要な場合において、処分がなされる見込みが無い場合。

⑦行政庁の許可等の処分がなされなかった場合。
⑧申請農地と一体的に事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合。
⑨申請農地の面積が事業の目的から見て面積が適切で無い場合。

以上のいずれにも該当していないため、適切であると思われます。

説明は以上です。

議長 この件について、3番藤原委員と愛甲推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、藤原委員に報告をお願いします。

藤原委員 昨日、事務局、愛甲推進委員と共に現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、宮田公民館の近くに位置しています。調査の結果、現在耕作も休止しており申請地は住宅地に面し、転用規模も小さいので周辺農地への影響は少なく、転用することに問題はないと思われます。以上、報告致します。

議長 ありがとうございました。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第20号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

(14時 01分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するため
にここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤原珠美

署名委員 山本広樹

次に、農業委員会報告第4号、農地法第18条第6項の規定
による小作地の合意解約について事務局より報告をお願いし
ます

事務局 それでは、報告第4号について説明いたします。
31ページをご覧ください。まず、番号1についてです。
貸付人及び借受人は資料のとおりです。
土地の所在は湯山下覚井にある農地2筆です。
利用権設定日は令和3年10月8日、合意解約日は令和6年
6月15日、土地の引き渡し日は令和6年6月15日です。
こちらの農地は、水上村が現在計画している400mトラック
の建設予定地となっており、それに関連する合意解約です。
場所については、32ページの赤枠部分をご覧ください。

次に、番号2についてです。
貸付人及び借受人は資料のとおりです。
土地の所在は湯山下覚井にある農地1筆です。
利用権設定日は令和3年11月10日、合意解約日は令和6

年6月27日、土地の引き渡し日は令和6年6月27日です。

こちらの農地も、水上村が現在計画している 400m トラックの建設予定地となっており、それに関連する合意解約です。場所については、32ページの紫枠部分をご覧ください。説明につきましては、以上でございます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。
(質疑なし)

提案した議案は以上のとおりでありますので、第7回農業委員会総会を閉会します。

(14時 03分)